

## 審議会運営上の申し合わせについて（案）

### 1 審議会に出席できない場合の取り扱い

団体等から推薦された委員が出席できない場合、会長はその委員に代って所属する推薦団体等の者の出席を認めることができることとします。この場合、意見を述べることはできますが、採決に加わることはできません。

（根拠 中野区環境審議会規則第 5 条）

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### 2 環境審議会の公開及び傍聴時のルールについて

（1） 会議は原則公開とします。

（根拠 中野区環境審議会規則第 4 条第 4 項）

審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（2） 傍聴時のルールについて

- ① 録音、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は原則できません。ただし、審議会の議決により許可した場合はこの限りではありません。
- ② 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は退席を命じることができることとします。

### 3 議事録について

- （1） 事務局は議事録をまとめるため、レコーダーで録音します。
- （2） 委員の方に議事録（案）を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- （3） 議事録はホームページで公開します。
- （4） 議事録の発言者氏名は原則として記載します。